

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 告示

### 鳥取県告示第千二十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 目次

#### ◇ 告 示

種畜証明書の交付（畜産課）

土地改良区の役員の変更（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）

土地改良事業の認可（〃）

土地改良事業の工事の完了（〃）

保安林の指定の解除（四件）（造林課）

保安林の指定の解除予定（〃）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）

海岸保全区域の指定の一部改正（二件）（港湾課）（河川課）

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

◇ 告 告  
農業改良普及員資格試験等の合格者（農業改良課）

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
昭63 鳥取県種 第1号	富士 平茂	黒毛 和種	62.1.10	八頭郡 船岡町	高 富	第15あ りひら しげ	1級	東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試 験場
〃 第2号	森栄	〃	62.8.25	西伯郡 西伯町	富 士	第5さ かえ	1級	〃

### 鳥取県告示第千二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり日野川左岸土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事		都 田 計 久	
" 長谷川 久 人		変更前	米子市諏訪二七三
変更後	西伯郡岸本町大殿一一一九一三	変更後	米子市諏訪三一七
変更前	西伯郡岸本町大殿一一一九一三	変更前	西伯郡岸本町大殿一一一九一三

鳥取県告示第千三十号

中山町が行う土地改良事業(落葉果樹産地整備事業長野地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十一号

大栄町が行う土地改良事業(団体営農道整備事業亀谷地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業松河原地区農業用排水）を昭和六十三年十一月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
河原町	団体管は場整備事業釜口地区は場整備	昭和六十三年三月二十日

鳥取県告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字砂浜二一・二の二・二一・二の三・二一

二の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字中浜ノ市二〇五二・二〇五三（以上二筆に

ついて次の図に示す部分に限る。）、二〇五四、字浜田二〇五五、二

〇五六の一・二〇五七の一・二〇五八の一（以上三筆について次の図

に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の七三四(次の図に示す部分に限る。)

一七五七の七五四、一七五七の二一九八、一七五七の二一九九

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

飛行場用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の二九六(次の図に示す部分に限る。)

一七五七の七四一、一七五七の七四二

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

飛行場用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字フタ通り一四六七の八

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字妻波字大西浜一三八〇の一七四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字別府字岩ヤマ六五四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 外渡都市下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十二月六日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 事業地から境港市外江町字渡道及び字字計を削り、同町字原及び字桑木原地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第千四十号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸淀江海岸今津地区海岸の項を次のように改める。

次	基点一	次	基点一
とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域	基点二	次	基点二
基点一 西伯郡淀江町大字今津字妻木川二二地先の標柱一	基点三	次	基点三
基点二	基点三	次	基点三
基点三	基点三	次	基点三
の標柱三	基点四	次	基点四
字村内四〇五の標柱四			

鳥取県鳥取沿岸淀江海岸今津地区海岸

基点五	三九九一の標柱五
基点六	基点五から二五五度四〇分一メートルの点
基点七	基点五から二五二度四五分一〇メートルの点
基点八	基点十から二五八度三〇分九九メートルの点
基点九	基点十から三一六度三四分九メートルの点
基点十	西伯郡淀江町大字今津字村内三九八一三三の標柱
十	
基点十一	字濱田二七一八地先の標柱十一
基点十二	二七一五地先の標柱十二
基点十三	基点十二から三〇二度二〇分一五メートルの点
基点十四	基点十二から三〇二度二〇分七三メートルの点
基点十五	基点十四から二七〇度一〇〇メートルの点
基点十六	基点一から二七〇度五五分一七〇メートルの点

鳥取県告示第千四十一号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の鳥取県鳥取沿岸鳥取港海岸賀露西浜地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸 鳥取港海岸 賀露西浜地区 海岸	基点一 鳥取市賀露町字西浜地先鳥取港灯台(北緯三五度三二分二三秒東経一三四度一分二二秒)から二二一度四〇分〇〇秒九六六・〇〇メートルの点 基点二 基点一から二四九度五〇分〇〇秒九四・〇〇メートルの点 基点三 基点二から二五三度〇〇分〇〇秒二六九・〇〇メートルの点 基点四 基点三から二五四度五〇分〇〇秒二九二・〇〇メートルの点 基点五 基点四から三四四度二〇分〇〇秒一九・〇〇メートルの点 基点六 基点五から三三二度二〇分〇〇秒一七六・〇〇メートルの点 基点七 基点六から七三度三〇分〇〇秒七一九・〇〇メートルの点 基点八 基点七から一七九度〇〇分〇〇秒六六・〇〇メートルの点 基点九 基点八から二四一度四〇分〇〇秒二二・〇〇メートルの点 基点十 基点一に同じ。
----------------------------------	--

鳥取県告示第千四十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、福生支店に関する部分は昭和六十三年十一月二十二日から、大山支店に関する部分は同月二十八日から施行する。

昭和六十三年十一月八日

鳥取県知事 西

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

角盤町二丁目		を	米子中央出張所	米子市
角盤町二丁目		を	福生支店	米子市
皆生		に、	淀江支店	西伯
郡淀江町大字淀江	鳥取県立西部農業高等学校	を	淀江支店	西伯
郡淀江町大字淀江	鳥取県立西部農業高等学校	を	大山支店	西伯
郡大山町所子		に改める。		

公 告

前田洋二  
生活改良普及員資格試験合格者  
なし

昭和63年10月12日及び13日に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和63年11月8日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

農業改良普及員資格試験合格者

鈴木	木	仁	米	田	靖	田	熊	行
生	田	進	宮	田	修	片	岡	夫
前	坂	一	沢	田	一	興	村	和
小	真	司	前	中	博	木	村	靖
井	高	人	田	尾	一	吉	岡	勉
ノ	和	祥	村	中	章	八	木	人
平	隆	夫	瀬	伊	則	三	宅	司
福	規	子	澤	伊	和	伊	東	作
地	聡	子	角	矢	教	三	部	也
蔭	總	賢	谷	石	樹	今	河	平
牧	子	等	寺	高	り	高	村	一
高	賢	知	佐	大	森	大	村	之
石	亮	加	松		俊		耕	
井		子	尾		一		俊	